

様式 1

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	北 - 3	見 積 価 額	1, 3 7 0, 0 0 0 円
		公売保証金	1 4 0, 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地の表示） 1 所在：大里郡寄居町大字赤浜字金井原 2 地番：1519番5 3 地目：宅地 4 地積：122.09m² （建物の表示） 1 所在：大里郡寄居町大字赤浜字金井原1519番地5 2 家屋番号：1519番5 3 種類：居宅 4 構造：木造ストレート葺平家建 5 床面積：49.68m²			
財産の状況 （登記：宅地） 1 都市計画上、非線引都市計画区域内の用途無指定地域で、建ぺい率60%、容積率200%です。 2 間取りは、2 D K（和室6畳間、洋室6畳間） 3 接面道路は、南東側幅員4m町道に接面します。 4 上水道は、接面道路に敷設されています。 5 公共下水道の共用区域外ですので、浄化槽の設置が必要です。 6 家屋は、建築年が昭和56年の木造住宅ですので、劣化した箇所のリフォームが必要になります。 〔最寄り駅〕 東武東上線男衾駅 西方約2.3km（道路距離）			

7 注意事項

- (1) 公売財産の面積等は公簿上のものですが、予めその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札してください。
- (2) 隣地との境界については、隣地所有者とそれぞれ協議してください。
- (3) 公売財産は、落札者が買受代金を納付した時の状況（現況有姿）で権利移転しますが、町は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡し義務を負いません。
- (4) 公売財産内部の動産類やゴミの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行ってください。
- (5) 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っていません。
- (6) 買受人の制限（国税徴収法第92条）及び公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条第1項）に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。
- (7) 危険負担については、買受人が買受代金を納付した時点で、買受人に危険負担が移転します。従って、その後に発生した財産の破損、盗難及び消失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。
- (8) 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となります。
- (9) 町は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。

その他事項

混在財産

売却区分番号

北－3

[所在図]



[見取図]



売却区分番号

北－3

[写真 北東から撮影]



[写真 南東から撮影]

